

令和元年度
大田区包括外部監査結果報告書

「スポーツ推進に関する事務の執行について」

令和2年3月
大田区包括外部監査人
公認会計士 大古場 雅

目次

第1章 監査の概要

1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	3
5. 監査対象機関（部局）	4
6. 監査の方法	4
7. 監査従事者	5
8. 監査実施期間及び延日数	5
9. 利害関係	5
10. 指摘及び意見	5

第2章 監査対象の概要

1. 大田区のスポーツ推進の概要	8
2. 大田区のスポーツ推進の決算規模の概要	25
3. 大田区のスポーツ推進の体制	28

第3章 監査の結果及び意見

第1節 大田区スポーツ推進計画（改定版）の推進状況

第1項 推進状況の問題点及び課題（まとめ）

1. 推進体制について	35
2. スポーツ施設について	39
3. スポーツ推進広報事業について	41
4. その他のスポーツ関連事業について	43

第2項 大田区スポーツ推進計画（改定版）の進行管理

1. 大田区スポーツ推進審議会による検証・評価	43
2. 庁内検討会の開催及び位置付け	50
3. 推進施策と事業との関係（スポーツ推進課での現状把握）	53

第3項 スポーツ施設のストック適正化ガイドラインへの対応

1. スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの位置付け	58
2. スポーツ施設のストック適正化の必要性	59
3. スポーツ施設のストック適正化に関する基本的な考え方	60
4. ストック適正化計画の策定方法	65
5. 大田区の対応方針	77

第4項	スポーツコミッション	
1.	概要	79
2.	スポーツコミッションとは	79
3.	大田区の地域スポーツコミッション	82
4.	スポーツコミッションの組織形態	86
5.	大田区の施策について	87
6.	活動例の紹介	89
第2節	大田区スポーツ協会	
第1項	概要	
1.	設立目的	92
2.	設立からの経緯	92
第2項	組織体制	
1.	大田区スポーツ協会の役員	93
2.	事務局体制	95
3.	加盟団体	95
第3項	予算及び決算	
1.	予算	97
2.	決算	99
3.	監査報告書	104
4.	年度推移	109
第4項	指定管理者	110
第5項	事業内容	110
第6項	自主事業	
1.	スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業（定款第4条第1号関係）	111
2.	スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業（定款第4条第2号関係）	117
3.	スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業（定款第4条第3号関係）	121
第7項	受託事業	
1.	スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会開催（定款第4条第4号関係）	125
2.	大田区から受託する区立スポーツ施設の管理運営に関する各種事業（定款第4条第5号関係）	134
第8項	その他事業	

1. 自動販売機等の設置（収益事業）	136
2. 親睦会の開催	136
3. 各種会議・部会の開催	136
4. ホームページによる情報公開	138
第9項 補助金	
1. 補助金交付申請書	139
2. 補助金の精算	141

第3節 スポーツ施設の管理運営

第1項 大田区の公共スポーツ施設の概要

1. スポーツ施設の概要	143
2. スポーツ施設に対する監査の要点	146

第2項 スポーツ施設の維持・管理の概要

1. 大田区における公共スポーツ施設の維持・管理の概要	146
2. スポーツ施設のストック適正化ガイドラインの位置付け	147

第3項 指定管理者制度の概要

1. 制度の概要	147
2. 大田区の指定管理者の選定の概要	148
3. 大田区の指定管理者の監督の概要	152
4. 指定管理者制度を採用するスポーツ施設に対する主な監査手続	160

第4項 大田区総合体育館

1. 大田区総合体育館の概要	161
2. 大田区総合体育館の監査手続及び結果	171

第5項 大田スタジアム

1. 大田スタジアムの概要	188
2. 大田スタジアムの監査手続及び結果	189

第6項 大森スポーツセンター

1. 大森スポーツセンターの概要	223
2. 大森スポーツセンターの監査手続及び結果	224

第7項 大田区青少年交流センター

1. 大田区青少年交流センターの概要	247
2. 大田区青少年交流センターの監査手続及び結果	255

第8項 水泳場（4施設）

1. 大田区の水泳場の概要	269
2. 公園水泳場の監査手続及び結果	273
3. 矢口区民センター温水プールの監査手続及び結果	287

第9項	その他のスポーツ施設	
1.	その他のスポーツ施設の概要	291
2.	その他のスポーツ施設の監査手続及び結果	295
3.	台風被害及び復旧の状況	298
第10項	うぐいすネット	
1.	うぐいすネットの概要	302
2.	うぐいすネットの監査手続及び結果	311
第4節	新スポーツ健康ゾーンの整備	
第1項	事業の概要	
1.	新スポーツ健康ゾーンとは	317
2.	新スポーツ健康ゾーンに含まれる施設等の工事实績	318
3.	新スポーツ健康ゾーン活性化事業	320
第2項	大森ふるさとの浜辺公園・大森東水辺スポーツ広場	
1.	工事の契約状況	321
2.	現場視察	322
3.	監査の結果及び意見	326
第3項	森ヶ崎公園	
1.	工事の契約状況	327
2.	現場視察	327
第4項	昭和島二丁目公園	
1.	工事の契約状況	333
2.	現場視察	334
3.	監査の結果及び意見	337
第5項	新スポーツ健康ゾーンについて	338
第5節	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	
第1項	概要	
1.	東京2020大会の開催について	342
2.	大田区の東京2020大会への対応	345
第2項	事前キャンプ受入れ事業	
1.	概要	348
2.	監査手続	349
3.	監査の結果及び意見	349
第3項	大会競技種目の普及啓発及び大会気運醸成事業	
1.	概要	349

2.	総合型気運醸成事業	350
3.	トップアスリート等派遣事業	352
4.	監査手続	352
5.	監査の結果	353
第4項 おおたウエルカムボランティア事業		
1.	概要	353
2.	監査手続	355
3.	監査の結果	355
第5項 オリンピックレガシー		
1.	オリンピックレガシーとは	355
2.	大田区のオリンピックレガシー	356
3.	大田区レガシーに関する一部の検討	361
4.	大田区アクションプログラム自体の検討	365
第6節 スポーツ推進委員		
第1項	制度の概要	367
第2項	大田区のスポーツ推進委員とスポーツ推進委員協議会	
1.	スポーツ推進委員	369
2.	スポーツ推進委員協議会	370
3.	スポーツ推進委員の役割の明確化と育成	372
第3項	スポーツ推進委員の予算	377
第4項	スポーツ推進委員の活動	
1.	定例会	380
2.	定例会の議事録等	381
第7節 総合型地域スポーツクラブ		
第1項	概要	
1.	総合型地域スポーツクラブとはなにか	383
2.	総合型地域スポーツクラブの目指すもの	383
3.	総合型地域スポーツクラブの現状	383
4.	地域スポーツに関する行政政策	384
第2項	大田区の総合型地域スポーツクラブ	
1.	大田区における総合型地域スポーツクラブの方向性	386
2.	予算及び執行状況	387
3.	実施事業	387
4.	大田区における総合型地域スポーツクラブ	388

5.	他の自治体との育成状況の比較	393
第3項	監査手続	393
第4項	監査の結果及び意見	
1.	オーちゃんネットの活用について	394
2.	総合型地域スポーツクラブの認知度について	396
3.	総合型地域スポーツクラブの登録要件の具備について	396
4.	登録申請書の記載内容等について	397
5.	登録申請時の内容確認について	399
6.	登録申請書及び事業報告等の様式・記載内容について	401
7.	提出を受けた監査資料について	401
8.	各総合型地域スポーツクラブのホームページについて	402
第8節	スポーツ関連行事	
第1項	概要	403
第2項	スポーツ健康都市宣言記念事業	403
第3項	OTA ウォーキング	
1.	概要	404
2.	過去の予算の推移	404
3.	事業実績	404
4.	アンケート集計結果	406
第4項	区民スポーツまつり	
1.	概要	411
2.	過去の予算実績、会場数及び参加者の推移	411
3.	受託事業実績報告書	411
4.	当年度の実績	412
第5項	おおたスポーツ健康フェスタ	
1.	概要	418
2.	過去の予算の推移	418
3.	事業実績	418
第6項	寿ハイキング	
1.	概要	424
2.	過去の予算の推移	424
3.	当年度の事業概要	425
第7項	区民スポーツ大会	
1.	概要	426
2.	過去の予算の推移	427

3. 事業実績	427
4. 受託事業実績報告書	428

第9節 区立小・中学校施設の地域開放

第1項 概要	433
第2項 学校施設の地域開放	
1. 概要	433
2. 利用方法	434
3. 学校施設の地域開放の利用実績	434
4. 予算及び執行状況	435
第3項 行事開放	
1. 概要	436
2. 行事開放の利用実績	437
3. 予算及び執行状況	437
第4項 校庭等開放	
1. 概要	438
2. 校庭等開放の利用実績	438
3. 予算及び執行状況	439
第5項 スポーツ開放	
1. 概要	439
2. スポーツ開放の利用実績	440
3. 予算及び執行状況	440
第6項 近隣自治体の学校施設開放	
1. 東京都品川区	441
2. 東京都港区	441
3. 東京都世田谷区	441
第7項 プール開放	
1. 大田区のプール開放	442
2. プール開放における問題について	442
3. 大田区の学校プールの現状	443
4. 他地域のプール開放	444

第10節 公園の健康遊具・器具の設置

第1項 健康遊具・器具の設置の推進	446
第2項 いきいき公園体操	
1. 概要	446

2.	実施内容	447
3.	指導員	451
4.	直近3か年の実績	451
5.	健康遊具の老朽化による交換について	452
第3項 任意設置された健康遊具について		
1.	概要	453
2.	みなさん児童公園の健康遊具について	453
3.	森ヶ崎公園の健康遊具について	457

第11節 健康ポイント事業

第1項	概要	462
第2項	国の施策との関係	
1.	関係法令	466
2.	保険者努力支援制度による交付金	467
3.	インセンティブ策の有効性	468
第3項	大田区における健康ポイント事業の意義・目的	
1.	区の人口・高齢化率等	472
2.	大田区の国民健康保険の状況	473
3.	大田区における健康ポイント事業の意義	477
第4項	平成29年度、平成30年度の健康ポイント事業	
1.	概要	478
2.	平成29年度	479
3.	平成30年度	483
4.	まとめ	486

第12節 スポーツ推進広報事業

第1項	概要	492
第2項	事業内容	
1.	予算額	492
2.	内容	492
第3項	監査の結果及び意見	
1.	業務委託の契約内容及び手続	494
2.	スポーツ情報誌の発行について	494
3.	スポーツ施設マップ	495
4.	総括	496
第4項	スポーツ推進広報事業の方向性について	

1. 重点施策について	497
2. その他の広報事業の可能性について	499
3. 大田区のホームページについて	502

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

「大田区外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条第1項に定める地方自治法第252条の27第1項に規定する包括外部監査契約に基づく監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

スポーツ推進に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

(1) 選定の視点

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない（地方自治法第2条第14項）。また、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めて、その規模の適正化を図らなければならない（地方自治法第2条第15項）とされている。

包括外部監査制度は、これらの規定の趣旨を達成することを目的とし、住民の行政に対する信頼性を確保するための制度であり、外部の専門家の視点から、適正に行政がなされていること及び効率的な行政が実現されていることを検証する必要がある。

そのため、住民の関心があるもの、当該自治体の重点施策としているもの、あるいは、現在及び将来の行政課題となっているものからテーマを選定することが、包括外部監査の有用性を高めるために必要であり、このことを前提として、最近年度の大田区包括外部監査テーマとの重複を避けることも考慮しながら、テーマを選定することとした。

(2) 選定の理由

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という）の開催が間近に迫り、前年にはラグビーワールドカップ2019の開催と、日本全体でスポーツに対する関心が高まっているが、一方では、オリンピック会場の新設等、税金の無駄遣いにつながるような議論がなされ、いわゆる「負の遺産」の問題も提起されている。このような情勢の中、スポーツを監査テーマとし

て取り上げることの有用性を認識するに至り、スポーツ関連をテーマとした監査を実施することの妥当性について、以下のような検討を行った。

近年においてスポーツは、社会構造の変化等に伴い、その有する機能及び役割が見直されてきており、健康、教育、レジャー等の伝統的な側面だけではなく、このような社会・文化的な側面とともに、産業・経済的な側面等の様々な機能及び役割が注目を集めている。近年の少子高齢化の進展に伴い、地域が自立し持続的な発展を遂げるための地方創生が国の政策テーマとして掲げられ、定住促進、交流人口の拡大が地域における重要課題となっており、その中でスポーツが果たす役割に大いに期待が寄せられているところである。

このような流れの中、国は、スポーツの国民生活における多面にわたる役割の重要性から、スポーツ立国を実現することが、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題であると認識し、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「スポーツ基本法」を平成 23 年に制定し、施行している。

この法律において、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国（文部科学大臣）がスポーツの推進に関する基本的な計画を定めなければならないとされ（スポーツ基本法第 9 条第 1 項）、この規定に基づき平成 24 年 3 月に第 1 期の「スポーツ基本計画」が策定されている。

その後、平成 25 年 9 月には東京 2020 大会の開催が決定し、平成 27 年 10 月には「スポーツ基本計画」の推進役として、文部科学省の中にスポーツ庁が設置され、国のスポーツ推進体制が整備されている。このような経緯から、スポーツの国の政策との関連性及びスポーツに対する国民の関心は一段と高まってきている。

一方、大田区では、「スポーツ基本法」第 10 条において、都道府県及び市（特別区を含む）町村の教育委員会（大田区の場合は条例により区長）は「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることが求められていることに応え、平成 24 年 3 月に「大田区スポーツ推進計画」を策定している。そして、平成 24 年 6 月には、「区民の健康をスポーツで支え、区民がスポーツを楽しみ感動に出会うことができる、生涯スポーツの拠点となる」ことを目指して建設された大田区総合体育館の開館に合わせて、「スポーツ健康都市宣言」を行っている。また、大田区基本構想に沿った区の基本計画である「おおた未来プラン 10 年（後期）」においても、「スポーツ健康都市宣言にふさわしい、スポーツを通じて健康で豊かに暮らせるまちをつくります」を施策のひとつとして掲げ、スポーツの推進を区の重要な政策として位置付けている。

「大田区スポーツ推進計画」は、その後、平成 29 年 3 月における文部科学省

による平成 29 年度から令和 3 年度までの計画である第 2 期の「スポーツ基本計画」の策定、厚生労働省が推進する「健康日本 21（第二次）」及び東京 2020 大会の開催等の動向を踏まえ、平成 30 年 3 月に内容をさらに充実させた「大田区スポーツ推進計画（改定版）」へと改定が行われ、「大田区スポーツ推進計画」の後継計画として、推進が図られているところである。

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」は、健康やレジャー、交流等を含めた幅広い概念としてスポーツを捉えており、その活動の場も、スポーツ施設だけでなく、医療・福祉施設や学校施設、公園、道路等と幅広く想定している。また、区内のスポーツ活動を活発化するだけでなく、スポーツを通じて地域が抱える様々な課題を解決し、地域の活性化を図っていくことをねらいとしているため、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進に当たっては、健康、福祉、教育、保育、都市基盤、国際交流、観光、産業振興等の幅広い分野での施策が講じられることが必要であり、区の多くの部局の関与及びそれら関係部局間の横断的体制の構築が重要な課題となっている。

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の計画期間は始まったばかりではあるが、スポーツ推進に関する最近のトピックとして、大田区青少年交流センターのオープン、大田スタジアムの改修工事の完成等の大きな案件もあり、また、上述した通り、その推進に当たっては、関係部局間の横断的体制の構築が個別施策の策定及び実施においても重要であるため、計画初期段階であっても包括外部監査の実施過程において、各部局の連携が十分に図られているか否かを検証することは、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の今後の効率的かつ効果的な推進にとっても有用なものと考えられることから、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」に関連する事業を中心としたスポーツ推進に関する事務が適切に執行されていることについて、合規性、経済性、効率性及び有効性等の観点から監査を実施することに重要な意義があるものと判断し、特定の事件として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、平成 30 年度を対象としたが、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進が本年度の監査テーマである「スポーツ推進に関する事務の執行」の中心となり、「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の推進に当たっては、既存事業の継続的運営だけに留まらず、新規事業の立ち上げや既存事業の改革及び規模の拡大等が必須の課題となっているため、今後の方向性や進捗状況を把握することが必要と考えたことから、できる限り進行年度である令和元年度の状況を把握することに努めている。また、それに加えて必要に応じて平成 30 年度以前についても監査の対象としている。

5. 監査対象機関（部局）

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」の中で計画推進の主体として定められている観光・国際都市部スポーツ推進課及び公益財団法人大田区スポーツ協会が監査対象の中心となっているが、その他、スポーツ施設の管理運営や健康関連事業等に係る次の部局も監査の対象となっている。

- ・ 都市基盤整備部道路公園課、建設工事課、地域基盤整備第一課、地域基盤整備第二課
- ・ 地域力推進部地域力推進課、矢口特別出張所
- ・ 福祉部高齢福祉課
- ・ 教育委員会教育総務部教育総務課
- ・ 区民部国保年金課
- ・ 健康政策部健康づくり課

6. 監査の方法

(1) 監査の視点

スポーツ推進に関する事務の執行及びスポーツ施設等の管理運営が、関連する法令及び条例・規則等に従い適切に行われているか、及び、経済的・効率的・効果的に実施されているかという視点で、主に以下の項目について監査を実施した。

(2) 主な監査手続

上記(1)の監査の視点に基づき実施した主な監査手続は、以下の通りである。

- 1) 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則、要綱等に合致しているかの確認
- 2) 監査対象部局から関係資料を入手し、当該資料の査閲及び担当者へのヒアリングの実施
- 3) 行政計画、予算の執行状況の確認
- 4) 比率分析、期間比較等の分析的手続の実施
- 5) 指定管理者制度を導入しているスポーツ施設を中心に、現地視察の実施
- 6) 他の地方自治体の制度等との比較

7. 監査従事者

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| (1) 包括外部監査人 | 公認会計士 | 大古場 雅 |
| (2) 補助者 | 弁 護 士 | 小林 ゆか |
| | 公認会計士 | 菊池 努 |
| | 公認会計士 | 的場 武教 |
| | 公認会計士 | 大川 晶生 |
| | 公認会計士 | 鈴木 一功 |

8. 監査実施期間及び延日数

(1) 監査実施期間

令和元年7月1日から令和2年3月26日まで

(2) 延日数（概算値）

包括外部監査人	95 日
補助者	<u>80 日</u>
延合計日数	<u>175 日</u>

9. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

10. 指摘及び意見

本報告書における指摘及び意見の件数は次の表の通りである。

指摘	意見	合計
65 件	126 件	191 件

指摘及び意見はすべて第 3 章で述べているが、節ごとの指摘と意見の数は以下の表の通りである。

節／監査項目	指摘数	意見数	計
第 1 節 大田区スポーツ推進計画（改定版）の推進状況	6 (No. 1～6)	2 (No. 1, 2)	8
第 2 節 大田区スポーツ協会	4 (No. 7～10)	27 (No. 3～29)	31
第 3 節 スポーツ施設の管理運営	41 (No. 11～51)	41 (No. 30～70)	82
第 4 節 新スポーツ健康ゾーンの整備	0	7 (No. 71～77)	7
第 5 節 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	1 (No. 52)	5 (No. 78～82)	6
第 6 節 スポーツ推進委員	1 (No. 53)	7 (No. 83～89)	8
第 7 節 総合型地域スポーツクラブ	5 (No. 54～58)	7 (No. 90～96)	12
第 8 節 スポーツ関連行事	7 (No. 59～65)	9 (No. 97～105)	16
第 9 節 区立小・中学校施設の地域開放	0	7 (No. 106～112)	7
第 10 節 公園の健康遊具・器具の設置	0	6 (No. 113～118)	6
第 11 節 健康ポイント事業	0	1 (No. 119)	1
第 12 節 スポーツ推進広報事業	0	7 (No. 120～126)	7
合計	65	126	191

本報告書において指摘又は意見という場合、以下のように区分している。

指摘： 法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

意見： 是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にするべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

(注) 本報告書に記載している金額は、単位未満を四捨五入した金額とし、百分率(%)の数值は、小数点第1位までの数值については第2位を、小数点第2位までの数值については第3位を各々四捨五入した数值としている。ただし、公表されている資料及び区から提出された資料の数值を開示する場合は、資料上の数值をそのまま使用している。このような設定により、報告書中の表は、端数処理の関係で総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

1. 大田区のスポーツ推進の概要

大田区のスポーツ推進は第1章でも言及した「大田区スポーツ推進計画（改定版）」（以下、この章において「本計画」という）を推進することにより遂行されており、したがって、監査テーマとして選定した「スポーツ推進に関する事務の執行」の監査は、「本計画」の推進に係る事務の執行状況を監査することが中心となる。「本計画」は、国が制定した「スポーツ基本法」の規定の要求に基づいて策定されており、大田区のスポーツ推進を議論するには「スポーツ基本法」の概要を把握しておくことが有用と考えられるため、「スポーツ基本法」により国に策定が求められている「スポーツ基本計画」も含めて、以下にそれらの概要と関係について述べる。

(1) スポーツ基本法の概要

スポーツの国民生活における多面にわたる役割の重要性から、スポーツ立国を実現することが、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題であるとの認識の下、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年に「スポーツ基本法」が制定されている。この法律は、昭和36年に制定された「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）」を50年ぶりに全部改正したものである。

この法律の前文において、スポーツの持つ機能や役割が述べられており、後述する議論の中でも重要な内容と考えられるため、以下に前文の抜粋を記載する。

スポーツ基本法前文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと

協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このようなスポーツの持つ多面的な機能を認識した上で、「スポーツ基本法」は、「スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、それによって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする」（スポーツ基本法第1条）として制定されている。

「スポーツ基本法」の構成は次の通りである。

前文

第一章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 国の責務
- 第4条 地方公共団体の責務
- 第5条 スポーツ団体の努力
- 第6条 国民の参加及び支援の促進
- 第7条 関係者相互の連携及び協働

	第8条	法制上の措置等
第二章		スポーツ基本計画等
	第9条	スポーツ基本計画
	第10条	地方スポーツ推進計画
第三章		基本的施策
	第一節	スポーツの推進のための基礎的條件の整備等
	第11条	指導者等の養成等
	第12条	スポーツ施設の整備等
	第13条	学校施設の利用
	第14条	スポーツ事故の防止等
	第15条	スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決
	第16条	スポーツに関する科学的研究の推進等
	第17条	学校における体育の充実
	第18条	スポーツ産業の事業者との連携等
	第19条	スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進
	第20条	顕彰
	第二節	多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備
	第21条	地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等
	第22条	スポーツ行事の実施及び奨励
	第23条	体育の日の行事
	第24条	野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励
	第三節	競技水準の向上等
	第25条	優秀なスポーツ選手の育成等
	第26条	国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会
	第27条	国際競技大会の招致又は開催の支援等
	第28条	企業、大学等によるスポーツへの支援
	第29条	ドーピング防止活動の推進
第四章		スポーツの推進に係る体制の整備
	第30条	スポーツ推進会議
	第31条	都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等
	第32条	スポーツ推進委員
第五章		国の補助等
	第33条	国の補助
	第34条	地方公共団体の補助
	第35条	審議会等への諮問等
		附則

(2) スポーツ基本法と大田区のスポーツ推進の関係

「スポーツ基本法」は、地方公共団体の責務について、「スポーツ基本法」第2条が掲げる基本理念（前文と同様に後述する議論の中でも重要な内容と考えられるため、抜粋を下記している）に則って、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると定められている（スポーツ基本法第4条）。また、国が策定した「スポーツ基本計画」（スポーツ基本法第9条）を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下、この章において「地方スポーツ推進計画」という）を定めるよう努めることが要求されている（スポーツ基本法第10条第1項）。

大田区では、これら「スポーツ基本法」の要求に対応するため、平成24年3月に「大田区スポーツ推進計画」（以下、「大田区スポーツ推進計画（第1期）」という）を策定している。その後、平成29年3月における文部科学省の第2期の「スポーツ基本計画」の策定、厚生労働省が推進する「健康日本21（第二次）」及び東京2020大会の開催等の動向を踏まえ、平成30年3月に内容をさらに充実させた「本計画」を策定した。大田区におけるスポーツの推進は、「本計画」を推進することにより行われており、「本計画」が「スポーツ基本法」における「地方スポーツ推進計画」に相当する。

スポーツ基本法第2条（基本理念）

- 1 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。
- 3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

- 5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。
- 6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。
- 7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(3) 文部科学省策定のスポーツ基本計画の概要

「スポーツ基本法」は、国の責務について、「スポーツ基本法」第2条が掲げる基本理念に則って、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると定めている（スポーツ基本法第3条）。また、「スポーツ基本法」第9条では、「文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない」とされている。

国では、これら「スポーツ基本法」の要求に対応するため、平成24年3月に第1期の「スポーツ基本計画」（以下、「第1期スポーツ基本計画」という）を策定し、その後、平成29年3月に第2期の「スポーツ基本計画」（以下、「第2期スポーツ基本計画」という）の策定をしており、これらの計画が「スポーツ基本法」における「スポーツ基本計画」に相当するものである。したがって、当該計画は、「スポーツ基本法」の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となってスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針となるものである。

1) 第1期スポーツ基本計画

平成24年3月に策定された「第1期スポーツ基本計画」は、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針として位置付けられ、計画期間中に総合的かつ計画的に取り組むべき施策方針として「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」、「ライフステージに応じたスポー

ツ活動の推進」、「住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」等が掲げられている。

2) 第2期スポーツ基本計画

平成29年度から令和3年度までの計画となる「第2期スポーツ基本計画」では、スポーツ参画人口を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことを基本方針とし、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、という4つの観点から計画が目指す方向性が説明され、4つの政策目標、19の施策目標、139の具体的施策（うち再掲11）にまとめられている。

地方公共団体には、「第2期スポーツ基本計画」を参酌して「地方スポーツ推進計画」を改定・策定し、地域の特性や現場のニーズに応じたスポーツの施策を主体的に実施するとともに、スポーツを通じた活力ある社会づくりに関係部局・団体が一体となって取り組むことが期待されている。

具体的施策までの記載は省略するが、4つの政策目標と19の施策目標を以下に記載する。

<p>1. スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実</p> <p>【政策目標】</p> <p>ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。</p> <p>(1) スポーツ参画人口の拡大</p> <p>① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進</p> <p>[施策目標]</p> <p>国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む基盤として、国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。</p> <p>② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上</p> <p>[施策目標]</p> <p>学校における体育活動を通じ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育てるとともに、放課後や地域における子供のスポーツ</p>
--

機会を充実する。

その結果として、自主的にスポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を80%（平成28年度現在58.7%→80%）にすること、スポーツが「嫌い」・「やや嫌い」である中学生を半減（平成28年度現在16.4%→8%）すること、子供の体力水準を昭和60年頃の水準まで引き上げることを目指す。

- ③ ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

[施策目標]

官民連携による分野横断的な新たなアプローチにより、ビジネスパーソン、女性、障害者や、これまでスポーツに関わってこなかった人が気軽にスポーツに親しめるようなスポーツのスタイルを提案し、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目指す。

- (2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保

[施策目標]

スポーツに関わる人材の全体像を把握しつつ、アスリートのキャリア形成支援や、指導者、専門スタッフ、審判員、経営人材などスポーツ活動を支える人材の育成を図ることにより、スポーツ参画人口の拡大に向けた環境を整備する。

- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

[施策目標]

住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポーツの担い手としての役割を果たしていくため、クラブ数の量的拡大から質的な充実により重点を移して施策を推進する。

このため総合型クラブの登録・認証等の制度を新たに構築するとともに、総合型クラブの自立的な運営を促進する環境を整備する。さらに、地域に根ざしたクラブとして定着していくため、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進する。

- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保

[施策目標]

既存施設の有効活用や、オープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出を含め、ストックの適正化と安全で多様なスポーツ環境の持続的な確保を目指す。そのため、地域住民がスポーツに利用可能な施設の実態を的確に把握し、スポーツ施設に関する計画の策定を進める。

④ 大学スポーツの振興

[施策目標]

我が国の大学が持つスポーツ資源を人材輩出、経済活性化、地域貢献等に十分活用するとともに、大学スポーツ振興に向けた国内体制の構築を目指す。

2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

[施策目標]

障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。

このため、障害者が健常者と同様にスポーツに親しめる環境を整備することにより、障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層（7～19歳）は50%程度）とすることを旨とする。

② スポーツを通じた健康増進

[施策目標]

健康寿命の延伸に効果的な「スポーツプログラム」及びスポーツの習慣化や健康増進を推進する「ガイドライン」の策定・普及を図るとともに、地域住民の多様な健康状態やニーズに応じて、関係省庁と連携しつつ、スポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指す。

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

[施策目標]

女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する。

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

[施策目標]

スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを旨とする。

② スポーツを通じた地域活性化

[施策目標]

スポーツツーリズムの活性化とスポーツによるまちづくり・地域活性化の推進主体である地域スポーツコミッションの設立を促進し、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数を 250 万人程度（平成 27 年度現在約 138 万人）、スポーツツーリズム関連消費額を 3,800 億円程度（平成 27 年度現在約 2,204 億円）、地域スポーツコミッションの設置数を 170（平成 29 年 1 月現在 56）に拡大することを旨とする。

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献

[施策目標]

国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。

ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。

3. 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう、各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会（JOC）及び日本パラリンピック委員会（JPC）の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ、我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

[施策目標]

各中央競技団体が行う中長期の強化戦略に基づいた自律的かつ効果的な

競技力強化を支援するシステムを構築するとともに、そのシステムの不断の改善を図る。これにより、シニアとジュニア（次世代）のトップアスリートの強化等を4年単位で総合的・計画的に進めることができるよう支援する。

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

[施策目標]

多様な主体の参画の下、新たな手法の活用も進めつつ、地域に存在している将来有望なアスリートの発掘・育成を行うとともに、当該アスリートを中央競技団体等の本格的な育成・強化コース（パスウェイ）に導くことで、オリンピック・パラリンピック等において活躍が期待されるアスリートを輩出する。

③ スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実

[施策目標]

ハイパフォーマンスに関する情報収集、競技用具の機能向上のための技術等の開発、アスリートのパフォーマンスデータ等の一元化等を戦略的に行う体制として、ナショナルトレーニングセンター（NTC）や国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能を構築する。

こうした体制も活用し、トップアスリートに対するスポーツ医・科学、技術開発、情報などにより、多面的で高度な支援の充実を図る。

④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

[施策目標]

「ハイパフォーマンスセンター」や競技別の強化拠点をはじめとして、トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実を進める。これにより、トップアスリートが同一の活動拠点で集中的・継続的にトレーニング・強化活動を行える体制を確立する。

4. クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことを通じて、スポーツの価値の一層の向上を目指す。

① コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進

[施策目標]

スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織運営の透明化を図る。

② ドーピング防止活動の推進

[施策目標]

フェアプレーに徹するアスリートを守り、スポーツ競技大会における公正性を確保するため、また、我が国で開催するラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとするスポーツ競技大会をドーピングのないクリーンな大会にするために、ドーピング防止活動を質と量の両面から強化する。

(4) 大田区スポーツ推進計画（改定版）の概要

「本計画」は、「大田区スポーツ推進計画（第1期）」の成果を継承しつつ、東京2020大会の開催決定や国の「第2期スポーツ基本計画」の策定等の環境変化に対応して改定が行われたもので、計画期間は平成30年度から令和4年度までの5年間となっている。

1) 大田区スポーツ推進計画（改定版）の策定過程

「本計画」は「スポーツ基本法」第31条の規定に基づき、区長の附属機関として条例により設置された「大田区スポーツ推進審議会」から意見を聴取し、「『大田区スポーツ推進計画（改定版）』策定庁内検討会」での議論を経ながら、策定されたものである。「本計画」策定に係る「大田区スポーツ推進審議会」及び「『大田区スポーツ推進計画（改定版）』策定庁内検討会」の開催状況、策定当時の「大田区スポーツ推進審議会」の構成員及び「『大田区スポーツ推進計画（改定版）』策定庁内検討会」の構成員は次の通りである。

<会議の開催状況>

日付	会議名等
平成28年4月	「大田区スポーツ推進計画」の改訂版を作成開始
5月17日	第1回 大田区スポーツ推進審議会
9月21日	第2回 大田区スポーツ推進審議会
11月1日	第1回 ワーキンググループ（スポーツニーズ調査の実施に向けて）
12月15日	第2回 ワーキンググループ（スポーツニーズ調査の実施に向けて）
平成29年2～3月	区民スポーツニーズ調査
7月12日	第3回 大田区スポーツ推進審議会
8月31日	第4回 大田区スポーツ推進審議会

9月28日	第5回 大田区スポーツ推進審議会
12月20日	第6回 大田区スポーツ推進審議会
平成30年1月19日	第1回 大田区スポーツ推進計画策定庁内検討会
2月7日	第2回 大田区スポーツ推進計画策定庁内検討会
2月21日	第3回 大田区スポーツ推進計画策定庁内検討会

<大田区スポーツ推進審議会構成員>

役職	氏名	区分	備考
会長	野川 春夫	学識経験者（スポーツ理論）	順天堂大学大学院特任教授
副会長	松原 敏彦	学識経験者（スポーツ推進委員）	スポーツ推進委員協議会会長
委員	池亀 富士雄	学識経験者（体育団体関係者）	大田区体育協会理事・大田区スポーツ少年団副本部長
	殖田 友子	学識経験者（スポーツ健康政策）	桐蔭横浜大学教授
	桑田 健秀	学識経験者（地域スポーツクラブ）	NPO法人地域総合スポーツ倶楽部ピボットフット理事長
	菅原 淳一	学識経験者（中学校校長）	東京都中学校体育連盟副会長・東京都中学校体育連盟大田支部長・東京都体育協会トップアスリート識別委員
	田村 好史	学識経験者（スポーツ医学）	順天堂大学教授
	間野 義之	学識経験者（地域・観光・産業政策）	早稲田大学教授
	森 相子	学識経験者（障がい者スポーツ実践者）	大田区障がい者スポーツ指導者研究会会長

<「大田区スポーツ推進計画（改定版）」策定庁内検討会構成員>

役職	所属
会長	スポーツ・文化担当部長
副会長	観光・国際都市部 スポーツ推進課長
会 員	企画経営部 企画課長
	企画経営部 政策研究担当課長
	地域力推進部 地域力推進課長
	観光・国際都市部 観光課長
	観光・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課長
	観光・国際都市部 東京オリンピック・パラリンピック推進担当課長

	産業経済部 産業振興課長
	福祉部 高齢福祉課長
	福祉部 障害福祉課長
	健康政策部 健康づくり課長
	こども家庭部 子育て支援課長
	都市基盤整備部 都市基盤管理課長
	教育総務部 教育総務課長
	教育総務部 指導課長

2) 計画の基本方針

「本計画」は、国の定める「スポーツ基本法」の要請に応える形で策定され、国の「第2期スポーツ基本計画」の方向性に沿った内容のものとなっているが、大田区における上位計画である「大田区基本構想」、「大田区基本計画」を踏まえ、その他、区の関連計画や国、都の計画との整合を図りつつ、大田区におけるスポーツ推進及びスポーツを通じたまちづくり等「スポーツを軸とした都市戦略の構築」や「スポーツ推進を通じた地域課題の解決」等の基本的な考え方と施策の指針を示すものとして策定されている。

3) スポーツの定義

「大田区スポーツ推進計画（第1期）」で示したスポーツの捉え方を「本計画」においても踏襲し、趣味や仲間との交流を目的としたレクリエーション型のスポーツや、ジョギング、ウォーキング、サイクリング、健康や美容を目的とした各種エクササイズなども含めた幅広い概念としてスポーツを捉え、計画の対象としている。「大田区スポーツ推進計画（第1期）」では、以下のようにスポーツを捉えている。

本計画における「スポーツ」には、技能や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツだけでなく、ライフステージに合わせ、日常生活により身近なものとし、体力、健康の維持向上、介護予防などを目的とした軽い運動、ストレスの解消や気晴らし、家族・友人・仲間との交流、地域の多様な人との交流を目的としたレクリエーション等あらゆる身体活動を含めます。

4) 計画の理念

「本計画」の基本方針に沿って、計画理念を以下の通り設定している。

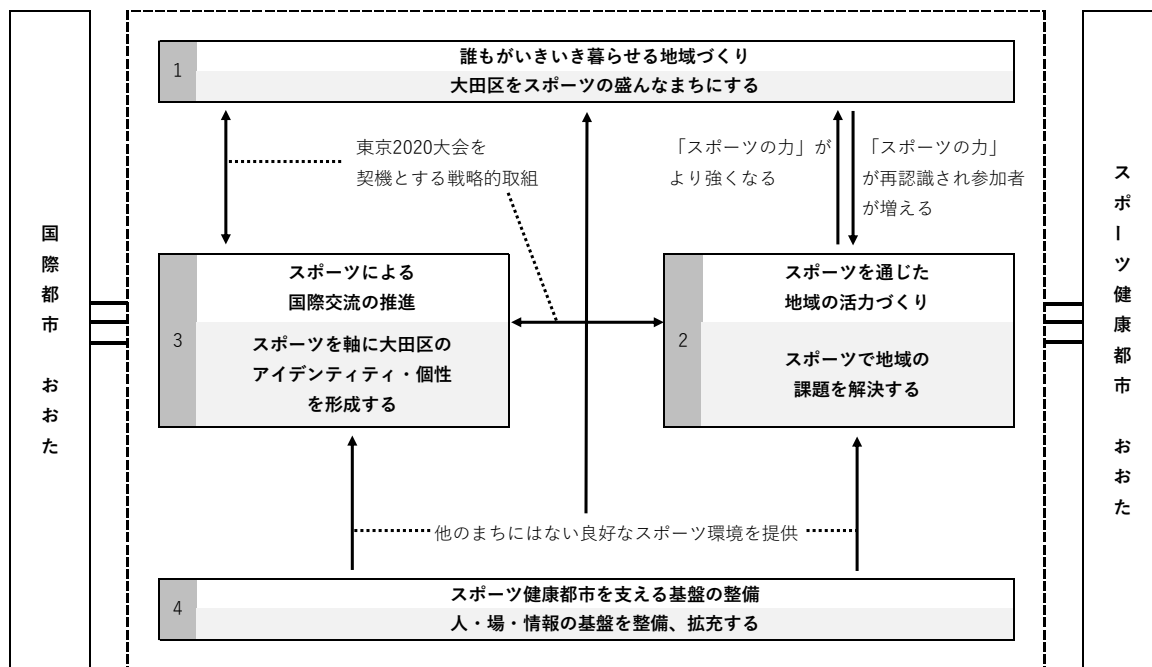
スポーツで創る 健康で豊かなくらしとまちの活力 大田区の地域力を活かして、世界に誇れるユニバーサルなスポーツ環境を構築し、「誰もが健康に暮らせるまち」を実現する。また、その取り組みを通じて、区民の生活の質を向上させ、定住を促進するとともに交流人口の拡大、関連産業の振興を図る。
--

5) 基本目標の設定

基本理念を具現化するため、次の4つの基本目標を設定し、大田区のスポーツ関連施策を体系的、総合的に推進するとしている。

基本目標		ねらい
1	誰もがいきいき暮らせる 地域づくり	大田区をスポーツの盛んなまちにし、区民の暮らしの質を向上させる。
2	スポーツを通じた 地域の活力づくり	スポーツの力で大田区の様々な地域課題を解決するとともに、スポーツ関連産業の振興により地域経済の活性化を図る。
3	スポーツによる 国際交流の推進	東京2020大会開催を契機に「世界に開かれた大田区」を実現し、大田区のアイデンティティ・個性を形成する。
4	スポーツ健康都市を 支える基盤の整備	スポーツを効果的に推進できる人、場、情報の先進的環境・基盤を整備する。

4つの基本目標のねらいと各目標間の関係を図示すると下図の通りとなる。



6) 施策の体系

上述の4つの「基本目標」(No. 1~4)に沿って「施策方針」(No. 1.1~4.4)が定められ、その方針に基づいて「推進施策」1)~4)が次の通り設定されている。そして、これらの「推進施策」について、既存事業との関係を分析するとともに、その拡充及び新規事業の立ち上げ等、今後の方向性を検討し、「施策の方向性」として「本計画」の中でまとめられている。

なお、「推進施策」の既存事業との紐付けや施策の進捗状況については、第3章の「監査結果及び意見」の第1節の「大田区スポーツ推進計画(改定版)の進捗状況」の第2項「大田区スポーツ推進計画(改定版)の進行管理」において検証している。

1. 誰もがいきいき暮らせる地域づくり
 - 1.1 スポーツに親しめる機会の充実
 - 1) 子どものスポーツ環境の整備
 - 2) 地域におけるスポーツ活動の促進
 - 3) スポーツ潜在層へのアプローチ
 - 1.2 障がい者スポーツの推進

- 1) ユニバーサルスポーツの啓発・普及
- 2) 障がい者のスポーツ機会の充実
- 3) 障がい者スポーツを支える人材の育成
- 1.3 スポーツによる健康づくり
 - 1) スポーツ健康づくりの啓発
 - 2) スポーツによる働き方改革
 - 3) 健康ウォーキングの奨励
- 1.4 スポーツを通じた高齢者の元気維持
 - 1) 福祉・医療・介護機関とスポーツ資源の連携
 - 2) 地域力を活かした高齢者のスポーツ推進
 - 3) 高齢者の競技スポーツ参加促進
- 1.5 地域スポーツの担い手づくり
 - 1) 総合型地域スポーツクラブの自立化支援
 - 2) 民間企業の専門性や人材を活かした取組
 - 3) 体育協会及び加盟団体の活性化
2. スポーツを通じた地域の活力づくり
 - 2.1 スポーツコミッションなどによる交流人口の拡大
 - 1) みるスポーツの振興
 - 2) 地域スポーツコミッション機能の整備
 - 2.2 スポーツものづくり産業の振興
 - 1) スポーツものづくりプラットフォームの整備
 - 2) スポーツものづくりへの参入企業支援
 - 3) スポーツ推進重点施策との連動
 - 2.3 新スポーツ健康ゾーンにおける先進モデルづくり
 - 1) スポーツ健康都市のシンボルとなる環境整備
 - 2) 国際水準のユニバーサルスポーツ環境の整備
 - 3) 大森ふるさとの浜辺公園や大森東水辺スポーツ広場の利活用促進
 - 4) スポーツエリアマネジメント機能の確立
3. スポーツによる国際交流の増進
 - 3.1 スポーツを通じた国際交流
 - 1) 外国人へのスポーツ機会や情報の提供
 - 2) 国際スポーツ大会を通じた交流の促進
 - 3.2 東京2020大会を契機としたまちづくり
 - 1) 東京2020大会気運醸成を目的とした事業実施
 - 2) 東京2020大会の円滑な開催とレガシー形成

- 3) 区民ボランティアの参加促進
4. スポーツ健康都市を支える基盤の整備
 - 4.1 スポーツ実施の担い手を支える人材の育成
 - 1) スポーツ推進委員の資質向上
 - 2) スポーツ指導者派遣制度の整備
 - 4.2 身近なスポーツの場の開発
 - 1) 街中・街かどの有効活用
 - 2) 公園施設のスポーツ活用促進
 - 3) 企業や大学等と地域の連携促進
 - 4.3 公共スポーツ施設の維持・管理
 - 1) 施設の老朽化、安全対策
 - 2) ストック適正化ガイドラインに沿った検討
 - 3) 民間活力を活かした施設整備と利活用促進
 - 4.4 広報・情報発信機能の充実
 - 1) 区民視点に立った情報編集や媒体選択
 - 2) 広報媒体の多様化・拡充
 - 3) 口コミ発信の仕組みづくり

※ 上記3.2の1)「東京2020大会気運醸成を目的とした事業実施」は、「本計画」の第3章の「施策の体系」では「機運醸成」と表記されていた。しかしながら、その他の箇所では「気運醸成」との表記となっているため、それに合わせている。

7) 計画目標

「本計画」の4つの基本目標ごとに目標値が次の通り設定されており、目標の達成状況を定期的に調査・検証していく予定とのことである。

番号	基本目標	設定目標値	設定理由など
基本目標 1	誰もがいきいき暮らせる地域づくり	成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度を目指す。	国の目標値を目指す。
基本目標 2	スポーツを通じた地域の活力づくり	区民の「新スポーツ健康ゾーン」認知率100%を目指す。	区民スポーツニーズ調査での認知率は、30.3%。
基本目標 3	スポーツによる国際交流の推進	東京2020大会をきっかけに、区独自のボランティアのうちスポーツ分野での登録者数を100人とし、大会後もその登録者が活動を継続できる体制を	東京2020大会において区内で活動する場合や、募集、研修などに必要な体制を勘案して設定。

		整備する。	
基本目標 4	スポーツ健康都市を支える基盤の整備	区内の公園施設などをスポーツの場として活用することを目指す。大森ふるさとの浜辺公園に隣接するスポーツ施設であるビーチバレー場の利用率を、土日祝は 90%、平日は 30% を目指す。	区内公園施設をスポーツの場として活用する。大森ふるさとの浜辺公園もその一つであり、公園全体の効果的活用を検討する中で多様なスポーツに親しめる環境を整備する。隣接するスポーツ施設であるビーチバレー場の利用率は、公園一帯のスポーツ環境整備の進捗を測る一つの指標として有効である。 現在の土日祝の利用率（4～1月）は69%、平日の利用率は13%。

なお、国の「第2期スポーツ基本計画」においては、計画の達成状況の検証が事後に適切に行えるよう、できる限り成果指標を設定しており、特に数値を用いた成果指標の数は「第1期スポーツ基本計画」の8から20に増加させている。一方、「本計画」において、事後的な検証の対象とされるのは、4つの基本目標ごとに設定された4つの成果指標のみとなっている。

2. 大田区のスポーツ推進の決算規模の概要

(1) 歳入

大田区のスポーツ推進に関連する直近3年度の主な歳入は以下の通りである。個々の歳入項目の内容等については、第3章の「監査結果及び意見」において、監査対象項目との関連がある項目については、そこで検証している。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
分担金及び負担金			
スポーツ振興費負担金			
多摩川田園調布緑地管理費負担金 (*1)	30,288	33,074	32,260
使用料及び手数料			
運動場使用料			

	フィールドアスレチック	22,917	24,950	24,435
	野球場	57,048	55,650	38,050
	サッカー場	3,029	4,111	10,025
	庭球場	56,992	53,947	57,430
	その他	39,927	44,750	18,567
	運動場使用料合計：	179,914	183,410	148,508
	平和島ユースセンター使用料	2,597	1,943	-
	大森スポーツセンター使用料	51,513	51,682	49,279
都支出金				
	観光国際費補助金			
	スポーツ振興等事業	6,345	7,718	7,868
	スポーツ施設整備	-	60,371	81,370
諸収入				
	スポーツ振興費受託収入			
	大森本町複合施設維持管理 (*2)	46,671	50,086	50,734
	その他			
	大田区総合体育館利益の還元	13,290	14,361	33,115
	水泳場運営利益の還元	-	-	1,216

(*1)： 大田区が支出している多摩川緑地広場管理公社管理費について、50%を世田谷区が負担することとなっているため、その負担額が歳入として計上されている。

(*2)： 大森スポーツセンターに併設された東京都の福祉施設等の清掃業務等の事業費を大田区が支払っているため、東京都の施設負担分が歳入として計上されている。

(2) 歳出

大田区におけるスポーツ推進に係る主な歳出は、2款「総務費」の3項「観光国際費」の4目「スポーツ振興費」として集計されている。スポーツ振興費の直近3年度の推移は次の通りであり、増加傾向にある。

(単位：千円)

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
スポーツ振興費	1,923,610	2,080,588	2,298,930

スポーツ振興費の内訳は次の通りである。個々の歳出項目の内容等については、支出額の大きい事業を中心に第3章の「監査結果及び意見」において、監査対象項目として、そこで検証している。

(単位：千円)

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
(公財) 大田区体育協会運営費補助	38,496	26,645	27,340
スポーツ教室	10,216	9,899	10,327
スポーツ奨励	3,396	3,902	3,101
指導者養成	380	380	584
区民スポーツ大会	16,624	17,281	17,513
都民体育大会等代表派遣	3,853	3,766	3,768
団体事業後援	759	699	534
スポーツ推進委員	8,717	8,616	7,891
社会体育指導員	4,306	3,094	-
スポーツ推進審議会	229	428	231
スポーツ健康都市宣言記念事業	15,433	16,107	16,151
スポーツ推進計画の策定	2,927	2,969	-
新スポーツ健康ゾーン活性化事業	-	4,746	4,762
スポーツ推進広報事業	-	-	3,731
スポーツ推進課事務費	881	821	1,415
事務費	132	42	24
大森スポーツセンター借地料	14,726	14,726	14,137
区立運動場管理運営費	802,885	868,622	787,562
区立水泳場管理運営費	77,967	42,182	37,077
多摩川田園調布緑地維持管理	126,003	144,459	101,229
大田スタジアム維持管理	35,892	44,056	547,600
大森本町複合施設維持管理	135,222	141,597	144,738
大森スポーツセンター維持管理	21,278	107,238	4,724
大田区総合体育館維持管理	22,493	1,231	1,065
スポーツ施設管理代行等	559,004	586,728	517,182
東京オリンピック・パラリンピック推進事業	21,792	30,353	46,244
スポーツ振興費：	1,923,610	2,080,588	2,298,930

直近 3 年度の近隣及び河川敷にスポーツ施設を保有する特別区における、大田区の「スポーツ振興費」に相当する予算額（当初予算額。ただし、江東区と江戸川区は予算現額）を比較すると次の通りである。

（単位：千円）

区名（人口総数）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大田区（73.5 万人）	2,031,546	2,017,865	2,484,562
品川区（40.1 万人）(*1)	796,479	828,425	1,269,752
世田谷区（91.7 万人）	2,180,738	1,505,962	2,204,482
江東区（52.1 万人）(*2)	1,916,064	1,910,512	1,990,793
江戸川区（70.1 万人）	1,619,768	1,888,204	2,862,244

(※)：人口総数は、東京都総務局統計部作成「住民基本台帳上の人口・世帯数（毎月）」による令和元年 11 月 1 日現在の数値である。

(*1)：平成 28 年度及び平成 29 年度は「文化スポーツ振興費」の金額である。平成 30 年度は「スポーツ推進費」1,035,513 千円及び「オリンピック・パラリンピック準備費」234,239 千円の合計額である。

(*2)：「スポーツ振興費」（平成 28 年度：66,713 千円、平成 29 年度：72,395 千円、平成 30 年度：67,558 千円）と「地域振興施設費」のうちの「スポーツ施設管理運営事業」の金額（平成 28 年度：1,849,351 千円、平成 29 年度：1,838,117 千円、平成 30 年度：1,923,235 千円）の合計としている。

上記の通り、品川区は若干他の特別区と比較して少ないが（他の区と比較してスポーツ施設が少なく、施設の管理運営関連の費用が少ないためと思われる）、その他の特別区に大きな差異はない。

3. 大田区のスポーツ推進の体制

(1) 大田区スポーツ推進計画（改定版）の推進体制

上述してきた通り「本計画」においては、スポーツの概念を幅広く捉えており、その活動の場も幅広く想定している。また、スポーツの役割も広く期待しているところであり、「本計画」の推進に当たっては、各部局が保有する関連情報を全庁的に集約するとともに、関連部局がその情報を共有し、個別施策の実施において連携、協働できる体制が求められており、部局横断的な検討体制を構築する必要がある。

そして、各種団体との関係においても、「本計画」を実効あるものとして推進していく上では、区の関係部局間だけでなく公益財団法人大田区スポーツ協

会（以下、この章において「大田区スポーツ協会」という。令和元年5月1日に公益財団法人大田区体育協会から名称変更している）、大田区スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブをはじめ、区民のスポーツ活動を支える各種団体や企業との協力関係を確立して、一体となって取り組んでいくことが求められている。

「本計画」において、区民のスポーツ参加率を向上させるためには、

- ① スポーツへの興味・関心を喚起するきっかけづくり
- ② 興味・関心をスポーツ体験につなげる機会づくり
- ③ 一時的な体験を継続的なスポーツ活動の実施につなげる場や仕組みの整備

の流れを戦略的に創出することが必要であるとし、そのための体制として、主なスポーツ実施主体が担うべき役割を次のように定めている。

実施主体	役割
スポーツ推進課	上記の流れを効果的に創出するためにスポーツ施設や計画を立案し、庁内調整によって実施のための環境整備を行う。また、主としてきっかけづくりに関する施策を推進する。
大田区スポーツ協会	主として体験の機会を提供する事業を区から受託し、効率的に実施する。スポーツの継続実施に結びつくようなきっかけづくりや体験の場を継続的に提供する。加盟団体が区民の継続実施の受け皿になるよう、マネジメントを行う。
スポーツ推進委員	地域において、区民に対するスポーツ指導、助言を行うことで、主にスポーツに親しむきっかけや体験の機会を効果的に提供する。
大田区スポーツ協会加盟の競技団体、総合型地域スポーツクラブ、公共スポーツ施設、民間スポーツ施設	主として区民のスポーツ活動継続のためのスポーツの場やプログラム、サービスを提供する。

上表の通り、スポーツ推進課が「本計画」を主導的に推進していく役割を担っており、大田区のスポーツ推進における中心的な立場にある。

そして、大田区スポーツ協会は、区が政策立案をしたスポーツ推進の方針に基づき、区と連携しながらきっかけづくりや体験のための事業を行うとともに

スポーツ推進課の役割は次の通りとされている。

<スポーツ推進担当>

「スポーツ推進」担当は、「本計画」の推進主体としての庁内取りまとめ及び広報事業、スポーツ関連行事の開催及びスポーツ推進課所管のスポーツ施設（大田区総合体育館、大田スタジアム、大森スポーツセンター）の管理運営を担っている。ただし、スポーツ関連行事については、大田区スポーツ協会等へ委託、また、スポーツ施設の管理運営については、指定管理者制度により外部業者へ委託している状況である。

- ① 課の庶務に関すること。
- ② スポーツ推進審議会に関すること。
- ③ スポーツ推進計画に関すること。
- ④ スポーツ健康都市宣言に関すること。
- ⑤ スポーツ推進委員に関すること。
- ⑥ スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- ⑦ スポーツ指導者育成に関すること。
- ⑧ スポーツ推進に係る表彰に関すること。
- ⑨ 公益財団法人大田区スポーツ協会に関すること。
- ⑩ 大田区総合体育館に関すること。
- ⑪ 大森スポーツセンターに関すること。
- ⑫ 大森本町複合施設の共有部分に関すること。
- ⑬ 大田スタジアムの管理運営に関すること。（維持補修に関するものを除く。）
- ⑭ 課内他係に属しないこと。

<東京オリンピック・パラリンピック推進担当>

「東京オリンピック・パラリンピック推進」については、東京2020大会に向けた取組に係る事業の展開を担っている。大会の気運醸成を図るために、トップアスリート派遣事業推進及び区内開催競技であるホッケー競技、パラリンピック競技の普及啓発を実施している。また、区独自のボランティア事業により区民参画を進め、ブラジルオリンピック選手団の合宿を契機に大会への区民の関心と国際性をより高める事業を展開している。

- ① 東京オリンピック・パラリンピック大田区推進本部等の事務に関すること。

スポーツ推進課の事業及び令和元年度を含む、直近 3 年度の予算（当初予算額）の推移は次の通りである。

（単位：千円）

款	項	目	中事業	小事業	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総務費							
		観光国際費			815,766	606,126	962,393
		スポーツ振興費			815,766	606,126	962,393
			(公財)大田区体育協会運営費補助(※1)		49,664	52,538	52,160
			スポーツ教室		10,849	10,710	10,430
				小・中学生スポーツ教室	4,680	4,660	4,557
				障がい者スポーツ教室	3,935	3,568	3,639
				成人スポーツ教室	2,234	2,482	2,234
			スポーツ奨励		5,599	4,184	4,814
				地域スポーツクラブ	302	462	1,092
				スポーツ奨励事業	2,981	3,494	3,494
				寿ハイキング	2,316	228	228
			指導者養成		446	543	454
				ラジオ体操指導者養成講習会	194	291	194
				スポーツ指導者養成講習会	252	252	260
			区民スポーツ大会		17,457	17,620	17,584
			都民体育大会等支援		3,818	3,818	3,824
			団体事業後援		810	534	848
			スポーツ推進委員		10,207	10,020	9,706
			社会体育指導員		3,370	3,371	0
			スポーツ推進審議会		419	364	364
			スポーツ健康都市宣言記念事業		16,513	16,210	16,210
				OTAウォーキング	1,835	1,555	1,555
				区民スポーツまつり	9,128	9,128	9,128
				おおたスポーツ健康フェスタ	5,550	5,527	5,527
			スポーツ推進計画		3,121	0	0
			新スポーツ健康ゾーン活性化事業		7,000	5,043	1,988

		スポーツ推進広報事業	0	3,942	3,432
		スポーツ推進課事務費	947	1,671	2,020
		事務費	61	61	47
		運動場使用料過年度還付金	36	36	0
		大森スポーツセンター使用料過年度還付金	25	25	47
		大森スポーツセンター借地料	14,726	16,014	14,137
		大田スタジアム維持管理	2,900	300	20,632
		大森本町複合施設維持管理	162,939	149,305	149,393
		大森スポーツセンター維持管理	119,538	6,997	79,626
		大田区総合体育館維持管理	13,391	3,681	30,829
		スポーツ施設管理代行	340,475	251,924	432,760
		大森スポーツセンター	58,508	75,524	87,850
		大田区総合体育館	164,966	160,514	181,455
		大田スタジアム	117,001	15,886	163,455
		東京オリンピック・パラリンピック推進事業	31,516	47,276	111,135
スポーツ推進課予算額合計：			815,766	606,126	962,393
大田区全体でのスポーツ振興費予算額（※2）：			2,254,693	2,484,562	5,416,406

（※1）：公益財団法人大田区体育協会は、令和元年5月1日より公益財団法人大田区スポーツ協会に名称変更している。

（※2）：令和元年度の「大田区全体でのスポーツ振興費予算額」が大幅に増加している主な理由は、大田スタジアムの改修工事に関連する都市基盤整備部での「大田スタジアム維持管理」の予算額の増加（2,285百万円）のためである。

（3）大田区スポーツ推進計画（改定版）の進行管理

「本計画」を効果的かつ着実に推進していくため、PDCA サイクル（Plan [計画] ⇒Do [実行] ⇒Check [評価] ⇒Act [改善] の4段階を繰り返すことによって、持続的に施策の内容や実施方法の改善を図り、その施策の効果や効率を高める手法）に基づき適切に進行管理を行うとされ、スポーツ推進課が定期的に計画の進捗状況を把握し、「大田区スポーツ推進審議会」（以下、この章において「審議会」という）がその検証・評価を行いながら、必要に応じて改善・見直しを行っていくとされている。

審議会は「大田区スポーツ推進審議会条例」によって、その設置が規定されており、「地方スポーツ推進計画その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下

「スポーツ推進審議会等」という。)を置くことができる」とした「スポーツ基本法」第31条の規定に基づき、区長の附属機関として設置されている。審議会の役割及び体制は次の通りである。

所掌事項	<p>「スポーツ基本法」第35条（スポーツ団体への補助金交付に当たっての審議会への諮問）に規定するもののほか、区長の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次の事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して区長に建議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ行事の実施及び奨励に関すること ・ スポーツ指導者の養成及び資質の向上に関すること ・ スポーツ団体の育成に関すること ・ スポーツ施設の整備に関すること ・ スポーツの水準の向上に関すること ・ スポーツ事故の防止に関すること ・ 上記のほか、スポーツの推進に関すること
定数	12人以内
任命	スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、区長が任命する。
会長及び副会長	<p>会長及び副会長1人を置く。</p> <p>会長及び副会長は、委員が互選する。</p>
任期	2年（再任を妨げない）
会議	<p>会長が招集し、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。</p>
意見聴取	<p>会長は、必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。</p>
庶務	審議会に関する庶務は、観光・国際都市部において処理する。

審議会の活動については、第3章「監査の結果及び意見」の第1節「大田区スポーツ推進計画（改定版）の推進状況」の第2項「大田区スポーツ推進計画（改定版）の進行管理」の1.「大田区スポーツ推進審議会による検証・評価」で議論している。